

別紙 3

行政手続法が適用される（法令に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備 考
3001	学校目的外使用取消し・停止	学校教育法（昭和22年法律第26号）	第137条	○	教育委員会管理課	
3002	学校施設返還又は移転命令	学校施設の確保に関する政令（昭和24年政令第34号）	第4条	×ア	教育委員会管理課	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

①「○」 処分基準を設定している。

②「×」 処分基準を設定していない。

ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの

イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの